

# 三菱自社員が「過労自殺」

## 労災認定 夜・土日社外で仕事

自動車大手の三菱自動車に勤めていた男性社員(当時47)が自ら命を絶ったのは長時間労働による精神疾患が原因だったとして、三田労働基準監督署(東京都)が労働災害(過労自殺)と認定していたことがわかった。遺族と代理人弁護士が17日、記者会見して公表した。新型車発売を控え、夜間や土日自宅などで働いていたという。三菱自動車は「社員が亡くなったことを重く受け止めています」としている。

## テレワーク分ほぼ含まれず

男性は長年エンジニアとして勤めてきたが、2018年1月からは、経験のなかった商品企画を担当するようになった。提携した日産自動車との共同開発車に関するなど仕事量が多く「強いストレスを抱えていた」(代理人弁護士)。睡眠時間を記録するスマートウォッチを身につけていた

労による精神疾患だったと認定したという。遺族側によると、男性は新型車発売を控え、販売店への説明会などの業務に追われていた。単身赴任していた社員寮で、平日の夜も会社のパソコンで仕事をしていたほか、土日に妻と娘がいる自宅に帰った際も図書館で仕事をしていったという。(滝沢卓、岡林佐和)

直前1カ月の時間外労働が139時間に及び、以前と比べて急増したことから過労による精神疾患だったと認定したという。遺族側によると、男性は長年エンジニアとして勤めてきたが、2018年1月からは、経験のなかった商品企画を担当するようになった。提携した日産自動車との共同開発車に関するなど仕事量が多く「強いストレスを抱えていた」(代理人弁護士)。睡眠時間を記録するスマートウォッチを身につけていた

が、発病前の約1カ月のうち16日は5時間に満たず、約2時間半という日もあった。会社では、労働時間規制の対象から外れる「管理監督者」の扱いで、過労に追い込まれた面もあったという。深夜や休日テレワークで対応することも多かったが、代理人の川人弁護士によると、労基署が認定した時間外労働には、遺族側が主張したテレワーク分は、ほぼ含まれていなかった。川人弁護士は、上司から具体的な仕事の命令があつて客観的に成果がわかる場合を除き、自宅など職場外での仕事は、労働時間として認められにくい面があるためではないかとみてい

る。そのため、いま新型コロナウイルス対策でテレワークが推進されていることにも警鐘を鳴らした。独立行政法人の労働政策研究・研修機構の働き手への調査(15年発表)によると、テレワークのデメリット(複数回答)は「仕事と仕事以外の切り分けが難しい」(38.3%)、「長時間労働になりやすい」(21.1%)の順に多かった。川人弁護士は「会社以外の場所で長時間労働が生じる危険性がいつそう高まっている」とした上で、「自宅などで働いて長時間労働になっていても、労災認定の現場では、残業時間として認められないおそれがある」と指摘。「経営者は、自宅での長時間労働が発生しないように、労務管理をしっかり行うべきだ」と呼びかけた。(滝沢卓)

# 三菱自社員が過労自殺

### 三田労働基準認定 残業 月139時間

「三菱自動車」の社員だった男性(当時47歳)が昨年2月に自殺したのは、長時間労働による過労が原因だったとして、三田労働基準監督署(東京都港区)が労災認定したことがわかった。認定は5月28日付。遺族の代理人弁護士らが17日、記者会見で明らかにした。代理人弁護士によると、男性は2018年1月に企画部門に配属され、翌19年2月7日、会社の寮で自殺した。19年1月7日〜2月5日の時間外労働は、過労死ライン(月100時間)を超える139時間31分に上っており、過労で精神障害を発症したとして労災認定されたという。三菱自動車は「社員が亡くなったことを重く受け止めている」としている。

三菱自動車の男性社員=当時(47)=が昨年2月に自殺したのは、過重労働により精神障害を発病したのが原因として、三田労働基準監督署(東京)が労災認定したことが分かった。遺族側代理人の川人弁護士が17日、東京都内で記者会見し明らかにした。発病前1カ月の時間外労働は約140時間だった。認定は今年5月28日付。川人弁護士らによると、男性は1993年に入社。2018年から担当した新車の企画立案の業務で多忙となり、うつ病などの精神障害を発病し、19年2月に会社の寮の自室で自殺した。同社は共同通信の取材に「社員が亡くなったことを重く受け止める」とコメントした。

三菱自動車は「社員が亡くなったことを重く受け止めています」としている。